皆野町にお住まいの皆様へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年７月２６日

新型コロナウイルスワクチン追加接種（４回目接種）

【18歳以上６０歳未満の基礎疾患を有する方や

医療従事者、高齢者施設等の従事者の方へ】

4回目接種券送付申請のご案内

新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的とした４回目接種が始まっています。

４回目接種の対象者となる方は、接種日時点で３回目接種から５か月以上経過した「６０歳以上の方」及び「１８歳以上６０歳未満で基礎疾患を有する方など」に加え、医療従事者と高齢者施設等の従事者です。

このうち、６０歳以上の方には、町への申請がなくても３回目接種日に応じて段階的に接種券を送付しますが、それ以外の対象者で４回目接種を希望する場合は、以下のとおり接種券の送付を申請する必要があります。

　なお、予防接種法上の接種の努力義務は、６０歳以上の方にのみ適用されています。

※努力義務：「接種を受けるよう努めなければならない」という規定

１．送付申請が必要な方

「１８歳以上６０歳未満で基礎疾患を有する方など(\*1）」「医療従事者」「高齢者施設等の従事者」（\*2）で、４回目接種を希望する方

\*1「１８歳以上６０歳未満で基礎疾患を有する方など」とは、次のいずれかに該当する方です。接種券の申請前にかかりつけ医によく相談してください。

・基礎疾患を有する方（基礎疾患の範囲は裏面の下段１及び２をご確認ください。）

・新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた方

\*2「医療従事者」「高齢者施設等の従事者」は接種日時点で従事している方です。

※６０歳以上の方は申請不要です。【年齢は接種日時点の満年齢です】

※１８歳未満の方、ワクチン接種をしていない方、または１～２回目しか接種していない方は、接種対象者ではないため申請できません。

２．申請方法

・「持参」、「郵送」又は「ＦＡＸ」は**裏面の申請書**にご記入のうえ下記へ提出してください。

３．接種券発送時期

　　　送付申請受付の確認後、３回目接種日からの間隔を考慮して随時発送します。

　　　なお、６０歳以上の方は申請がなくても発送します。現時点では、３回目接種日が4/30までの方で、５か月後の9/30時点で６０歳以上の方へは発送済みで、これ以降も段階的に発送します。

４．その他

３回目接種済の６０歳以上の方でも、以下に該当する場合は送付申請が必要となります。

・３回目接種から５か月を過ぎても接種券がお手元に届かない方

・３回目接種をした後に皆野町へ転入された方　・海外で３回接種した方

【提出先・問合せ】

〒369-1412　皆野町大字皆野1420‐1

　　　　　　皆野町役場　健康こども課　健康づくり担当

電話　０４９４－６２－１２８８　ＦＡＸ　０４９４－６２－２７９１